

理者に行わせることについて、議会の同意を求めるものです。

13「狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、委員の任期満了に伴い、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 提出予定議案 1 「狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例」の内容については、早急に職員団体へ提案をしております。なお、勤勉手当の支給月数の引き上げがあるため、初日での審議をお願いするものです。

市 長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 2 「狛江市総合戦略平成 30 年度進捗管理報告書（案）について」及び審議事項 3 「狛江市中期財政計画（平成 30（2018）年度ローリング版）（案）について」は、先程の行財政改革推進本部会議で了承されましたので、庁議としても了承とします。続いて審議事項 4 「狛江市風水害に関する事前行動計画（案）について」の説明をお願いします。

部 長 平成 30 年 7 月豪雨等、過去に例のないほど広範囲にわたる浸水被害が近年発生しており、多摩川と野川を有する狛江市においても、当然ながら水害対策は大きな課題となっています。そこで、台風接近時の庁内の事前行動を時系列にまとめた狛江市風水害に関する事前行動計画、いわゆるタイムライン（案）をこの度作成しました。

本件は、多摩川又は野川氾濫時を 0h（ゼロアワー）として時間軸を設定し、その 48 時間前からの全庁的な行動を記載しています。事前行動についての一定の基準及び目安を設けており、実際の対応に当たっては、その時々状況判断が加わるものと思います。

現在の台風対応をもとに安心安全課で作成したものであるため、各部署で精査・確認いただき、修正等があれば 11 月 14 日までに安心安全課へ連絡をお願いします。また、タイムライン確定後は、これを実行するためのマニュアルを各部署で整備していただくよう、あわせてお願いします。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 大雨又は洪水警報発表時の予備避難所の開設の所管部署として教育部が指定されていることについて、避難所の早期開設の重要性については理解をしているところですが、通常業務外の業務については、職員団体との妥結がない以上、部長としては業務命令を出せないため、対応をお願いします。

部 長 意見を踏まえ、職員団体へ提案をしていきたいと思っております。

市 長 他に意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。
続いて審議事項 5 「ハラスメントの防止等に関する指針（案）について」の説明をお願いします。

部長 本指針は、ハラスメントをなくすために職員が認識・遵守すべき事項、そしてハラスメントに起因した問題が生じた場合に、狛江市職員のハラスメント防止等に関する条例第5条に規定されている職員が行うべき対応等を示したものです。

本指針の対象は、一般職、特別職を問わず全ての市職員としています。

内容について、冒頭で市のハラスメントに対する決意を基本指針として記載しています。1ページでは指針の目的、考え方、そして任命権者としての市長の責務を、2ページではハラスメントの行為者とならないよう、職責に応じた責務を記載しています。

2ページから4ページにかけての「4 指針の基本的事項」では、ハラスメントを未然に防止するための周知や研修を行うことその他、相談・苦情等があったときの体制を記載しています。相談員は、職員課人事研修係長及び給与厚生係長の他、総務部長の推薦者として小川総務課長及び片岡地域活性課長を、職員団体推薦者として社会教育課の宇佐美係長、児童青少年課の伏見統括主査を選任しています。また、苦情処理委員会の委員構成について、有識者として人権擁護委員の宍戸氏、調布市の元職員である塚越氏、21世紀職業財団会長の伊枝氏にお願いしています。市職員については、総務部長と職員団体推薦者として児童青少年課の伏見統括主査が選任されています。なお、11月1日から開設する21世紀職業財団の外部相談窓口の相談方法については、C-squareに掲載するとともに、事務連絡で通知します。

4ページから6ページにかけての「5 具体的な対応策」では、相談者からの相談内容の確認から解決に至るまでの流れを記載しています。

7ページから9ページまでには、相談から解決までの流れを対応フローとして行為者別に記載しています。相談や苦情の対応方法を職員に周知することで、イレギュラーな対応を排除し、ルールに則った対応ができるものと考えています。

10ページからの「第3章 ハラスメントの基本事項と防止策」では、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの4つの代表的なハラスメントについて、定義、判断基準及び防止のための対策等をそれぞれ具体的に記載しています。

26ページ以降にはセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのチェックリスト及び関係例規を添付しています。

なお、本指針の策定に当たり、一部の職員からも意見をいただいたことを申し添えます。

管理職をはじめとする職員一人ひとりが、本指針に基づきハラスメントに

関する理解を深め、互いの人格を尊重し、相互に信頼し合うことで、その能力を十分発揮できる組織風土の醸成及び職場環境の創出に努めるようお願いいたします。

また、本件は 11 月 1 日の総務文教常任委員会協議会において議会に報告させていただきます。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 相談員と苦情処理委員会のメンバーが重複しているようですが、中立性は確保できていますか。

部 長 委員会の中で市の事情を詳しく説明する必要もあるため、職員が委員として選任されていますが、その他に外部委員が 3 人選任されていることから、中立性は確保されているものと考えます。

教育長 条例及び指針の適用が 11 月 1 日からとなっていますが、それ以前に行われた行為について相談があった場合、適用されますか。

部 長 相談があった際は、相談者の意向に沿って真摯に対応します。

教育長 以前、職員団体との不適切な関係性が問題になった教育長が処分を受けたという事例を聞いたことがあります、そのような対応は可能ですか。

部 長 副市長及び教育長は、地方公務員法上は懲戒処分の対象ではありませんが、地方自治法施行規程を準用し、任命権者の市長が免職等の懲戒処分をすることは可能であり、これは地方自治法上の解職とは異なる懲罰的な対応です。その場合、規程に定められた手続きに則った対応が必要となりますが、このこと自体がイレギュラーな対応であり、通常は解職や給与減額といった形で実質上の懲戒処分のような対応をとっています。以上のことから、指針には記載していません。

部 長 ハラスメント行為があった場合、それを目撃した第三者が公益通報制度を利用することが考えられるため、そのことについても記載があるべきだと考えます。

部 長 公益通報制度との関連性を否定するものではありませんが、本指針はあくまでもハラスメントの防止等に関するものであり、公益通報制度とは異なるものとして位置付けています。

市 長 ハラスメント行為は、権力がある人が加害者となるケースが多いため、庁議メンバーやその他の管理職においては、本指針に基づく適切な対応をとるようにしてください。また、本件については、職員への周知徹底をお願いします。

他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 6「狛江市立岩戸児童センターの指定管理者再指定について」の説明をお願いします。

参 与 　　狛江市立岩戸児童センターは、平成 18 年度から 29 年度までの 12 年間及び 30 年の 4 月から 7 月末までの 4 か月間について、社会福祉法人雲柱社を指定管理者として指定し、同センターの管理・運営を行っていただいています。

また、現在は施設の大規模改修工事を行っていることから、施設の管理を行っていませんが、一部の事業は場所を代えて継続して実施しています。

改修工事終了後の平成 31 年 1 月から、改めて指定管理者による管理・運営を行うに当たり、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、公募によらない指定管理者の再指定を行いたいと考えています。

公募によらない指定管理者再指定に関する指針に基づき、10 月 3 日に社会福祉法人雲柱社に継続の意思を確認したところ、10 月 9 日付けで継続の意思の表明がありました。

指定管理者検証委員会設置要綱第 8 条第 1 項に基づき、10 月 16 日に指定管理者検証委員会において検証したところ、総合評価は B「期待値をやや上回る」となったことから、同条第 2 項に基づき狛江市指名業者選定委員会にその旨を報告しました。

なお、指定管理業務委託料について、平成 30 年 1 月から 3 月までは 13 万 400 千円となっており、31 年度からは債務負担行為を組んでおり、31 年度は 65 万 800 千円、35 年度までの 5 年間で 335 万円となる見込みです。

市 長 　　特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 7「狛江市教育大綱・第 2 期狛江市教育振興基本計画実施計画（平成 30 年度ローリング版）（案）について」の説明をお願いします。

部 長 　　本計画は、狛江市の教育に係る大綱として位置付けられている狛江市教育大綱・第 2 期狛江市教育振興基本計画に設定されている 28 の重点項目について、その取組状況を明らかにするためのものです。

平成 30 年度の見直しに当たり、本計画が狛江市後期基本計画に基づく狛江市の教育分野のマスタープランであるとともに、地方公共団体の長が定める教育等における総合的な施策大綱を兼ねていることから、市の主要計画である狛江市実行プラン及び狛江市行財政改革推進計画に倣い、実質的なローリングは行わず、29 年度の実績及び 30 年度予算を反映させた時点修正のみを行っています。

なお、本件については、10 月 1 日の教育委員会定例会において了承をいただいています。

市 長 　　特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。
次に報告事項 1「平成 29 年度狛江市財務書類（一般会計等）について」

を報告してください。

部長 統一的な基準に基づく財務書類については、平成 28 年度決算で初めて作成し、一般会計等は 30 年 3 月に、一部事務組合も含めた連結財務書類は 5 月に作成・公表したところですが、この度 29 年度決算の一般会計等の財務書類を作成しました。

3・4 ページに貸借対照表を記載しており、資産額は 1,096 億 5 千万円で平成 28 年度比 10 億 9 千万円の増、負債は 245 億円で 28 年度比 2 億 4 千万円の減となっています。

5 ページから 7 ページまでに行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書を、8 ページ以降に財務書類を活用した指標を記載しています。

なお、本来は一部事務組合を含めた連結の財務書類についても作成する必要があるところですが、現在関連団体において財務書類を作成中のため、全ての団体で財務書類の作成が終了した後に連結財務書類の作成・公表を行う予定です。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項 2「上場株式等に係る配当所得等に関する住民税の税額算定誤りについて」を報告してください。

部長 東京都内の多くの自治体において、平成 17 年度から 30 年度までの特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得、いわゆる上場株式等に係る配当所得等に係る住民税の税額の算定に誤りがあったことが判明したため、狛江市においても調査を行った結果、同様の税額算定誤りが発生していることが判明しました。なお、多摩 26 市においては、国分寺市以外の全ての自治体で同様の誤りがあったことが判明しています。

住民税額の算定方法にはいくつかのパターンがあり、例えば本人からの住民税の申告、勤め先等からの給与支払報告書や年金支払報告書等の資料の送付、税務署に提出された確定申告書のデータの閲覧といった形があります。

地方税法第 45 条の 3 の規定により、確定申告書が税務署に提出された場合、自治体で申告をせずとも住民税の税額は確定申告書の内容に基づいて算定されますが、平成 15 年の地方税法関係規定の改正により、17 年度以降、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書が住民税の納税通知書送達後に提出された場合は、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入できないこととされました。

この規定について、市では、地方税法で更正が可能な期間内であれば、確定申告書が提出された場合は、提出時期に関わらずその内容に従って住民税を算定するという誤った解釈をし、住民税の納税通知書の送達後に確定申告書が提出された場合であっても、上場株式等に係る配当所得等を住民税額の算定に算入していたことが本件の原因です。

本件の対象者は、主に住民税の納税通知書の送達後に上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書を提出された方となります。

他市の状況を受け、庁議に先立ち、10月26日に市ホームページでの公表、プレスリリース、議会への報告をしています。

なお、対象者及び住民税額への影響は現在調査中です。

この是正に伴い、所得金額を算定基礎としている国民健康保険税及び介護保険料といった社会保険料関係や保育料等についても影響が及ぶ可能性があります。そのため、対象者及び是正の内容について関係各課と情報を共有したいと考えています。サービスの基準として総所得金額、合計所得金額及び総所得金額等といった数値を参照しているものがある場合、課税課まで連絡をお願いします。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 国民健康保険税や介護保険料といった税システムと連結しているものについては、所得金額の訂正が終われば問題ないものと考えますが、連結していないものについては、課税課と連携して対応に遺漏のないようにしてください。

市 長 本件については、市長会の役員会でも話があり、統一的な見解を出そうという話がありましたが、国分寺市のみ適切な処理を行っていたため、各市個別での公表となりました。ただし、今後の対応に当たっては、多摩26市や同ブロックの市とあわせの方が良いと考えるため、情報収集や調整をするようにしてください。

報告を了承とします。続いて報告事項3「狛江市高齢者保健福祉計画進捗管理平成29年度報告書及び狛江市第4期障害者計画進捗管理平成29年度報告書の修正について」を報告してください。

部 長 10月23日の庁議及び庁議終了後にいただいた意見等を踏まえ、各報告書を修正しました。

まず、狛江市高齢者保健福祉計画進捗管理平成29年度報告書について、目次のページの表記に誤りがあったため、修正しました。次に、狛江市第6期介護保険事業計画に対する進捗管理の報告がなされていないにも関わらず、当該計画についても報告をするような記載となっているという意見を踏まえ、資料のとおり修正しました。次に、事業数の計上に誤りがあったため、修正しました。次に、網掛けが濃く、文字が読みにくい部分があるとの意見を踏まえ、修正しました。次に、評価の集計方法を狛江市第4期障害者計画進捗管理平成29年度報告書とあわせの方が良いとの意見を踏まえ、資料のとおり修正しました。

続いて、狛江市第4期障害者計画進捗管理平成29年度報告書について、

基幹相談支援センターの検討が進んでいない理由を明記した方が良いとの意見を踏まえ、資料のとおり修正しました。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項5「新設狛江市立児童館の名称について」を報告してください。

参与 8月21日の庁議でも報告しましたが、平成31年4月に開設予定の(仮称)北部児童館について、狛江第一中学校の生徒に名称の設定を依頼しました。

狛江第一中学校では、生徒会が70周年の節目を迎えるため、生徒会事業の一環としてご協力いただきました。狛江第一中学校において全校生徒を対象に名称案を募集していただき、応募総数75件の中から投票等を経て、こまっこ児童館を名称候補として決定した旨を10月15日に報告いただきました。この名称を応募した生徒は、狛江らしく親しみやすい名前ということで、この名称を考えてくれたそうです。

なお、正式名称については、これまで市の児童館の空白エリアとされていた北部地域の子育て支援や児童の居場所であることが明白であることから、これまでも仮称として使用していた北部児童館とし、狛江第一中学校から報告いただいたこまっこ児童館は愛称とし、地域の方により親しみをもって使用していただけるようにしたいと考えています。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

参与 児童虐待防止推進月間におけるオレンジリボンバッジ着用のお願いについてです。

内閣府及び厚生労働省では、11月を児童虐待防止推進月間と位置付け、集中的な広報・啓発活動を行っており、狛江市においても毎年11月に市民及び地域関係者向けに児童虐待防止に関する啓発活動を行っています。

市長、副市長、教育長及び管理職の職員においては、平成30年度もオレンジリボンバッジを着用の上、啓発活動への協力をお願いします。平成29年11月1日以前から管理職であった職員の皆様には、既に購入していただいているバッジを着用していただくこととなりますが、11月1日以降新たに管理職に就かれた方に対しては、子育て支援課よりバッジを貸与します。

また、公立保育園の園長については、職務上の安全を考慮し、ピンバッジではなく、手作りのオレンジリボンの着用をお願いする予定です。

市長 その他何かありますか。

参与 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金及び就園奨励費補助金の過払いに対する対応状況についてです。

10月23日の庁議後の対応状況について、10月25日から対象の162世帯に電話で連絡し、10月26日に完了しました。戸別訪問については10月29

日から開始しており、11月中旬には完了させたいと考えています。

なお、報道機関から本件に対する問い合わせが複数件あり、その中で、他のシステムに問題はないのかという質問もありました。そこで、総務部において、各部署に対してシステム点検の依頼をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

部 長 承知しました。

市 長 このところで、立て続けに算定方法等に誤りがあったため、各部署においては、担当者に任せきりにするのではなく、複数の目で点検・確認を行うようにしてください。

10月29日に住民交流友好都市である山梨県小菅村に行き、船木村長とお会いしてきました。山梨県小菅村とは今後も友好都市として様々な事業を展開していきたいと考えているため、平成31年度に実施できるような事業があれば提案をお願いします。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、11月6日午前9時から開催します。